

岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、65歳以上の者（以下「高齢者」という。）の熱中症による健康被害の防止を図るため、新たに家庭用エアコン（以下「エアコン」という。）の購入、設置及び配送に要する費用（以下「購入費等」という。）を補助することにより、高齢者の経済的負担の軽減を図り、福祉の向上に資することを目的として交付する岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金（以下「エアコン補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 エアコン補助金の対象となる者は、自ら購入したエアコンを自らが住所を有する居宅に設置した個人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第6条第1項の規定によるエアコン補助金の交付申請をする日において、現に市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき岩倉市住民基本台帳に記載されている高齢者のみで構成される世帯（当該世帯に世帯を別にする高齢者以外の同居人がある場合を除く。）に属する者
- (2) 自らが居住する住宅にエアコンが設置されていない又はこれに準ずる状態にあると市長が認める者
- (3) 同一の世帯に属する者全員が、令和8年度の市町村民税が非課税である者
- (4) 同一の世帯に属する者全員が、市税等（岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号）第2条第2号で定める徴収金をいう。）を滞納していない者（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき保護を受けている者を除く。）
- (5) 転売、譲渡等を目的としてエアコンを購入しない者
- (6) 岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者

(補助対象エアコン)

第3条 エアコン補助金の交付の対象となるエアコン（以下「対象エアコ

ン」という。)は、次に掲げる要件を満たすエアコンとする。

- (1) 新品であること。
- (2) 業務用でないこと。
- (3) 天井、壁、窓枠等に固定して設置するものであること。
- (4) 令和9年2月28日までに購入、設置及び支払が完了したものであること。
- (5) 岩倉市省エネ家電製品購入促進補助金交付要綱（令和8年7月1日施行）の規定に基づき交付される補助金その他の補助金、助成金等の交付を受けていないものであること。

（補助対象経費）

第4条 エアコン補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象エアコンの購入費等とする。ただし、次に掲げる費用は、対象としない。

- (1) 既存のエアコンの処分にかかる費用
- (2) クーポン券、ギフト券等により支払った額
- (3) 2台目以降のエアコンの購入費等
- (4) その他市長が不適当と認める費用

（エアコン補助金の額）

第5条 エアコン補助金の額は、補助対象経費の額又は78,000円のいずれか少ない額とする。

2 エアコン補助金の交付は、当該高齢者世帯が居住する住宅につき、1回限りとする。

（エアコン補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象エアコンを購入し、及び設置しようとする前に、あらかじめ、岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に、見積書（見積りを行った事業者の名称、購入費等の内訳が記載されているものに限る。）を添えて、令和9年2月19日までに市長に提出しなければならない。

2 令和8年1月1日において、本市に住所を有しない申請者にあつては、申請書に、令和8年度分の市町村民税が非課税であることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 賃貸住宅等に居住している申請者は、住宅所有者の同意書（様式第2）

により、あらかじめ当該賃貸住宅等の所有者の同意を得るものとし、申請書に添えて、市長に提出しなければならない。

(エアコン補助金の交付決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、及び当該住宅の調査を行い、岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3）により、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 市長は、エアコン補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧及び市税等の完納状況を確認することができる。

(実績報告等)

第8条 前条の規定によりエアコン補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、エアコン補助金の交付決定を受けた対象エアコン（以下「補助決定エアコン」という。）の設置が完了したときは、令和9年3月5日までに岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金実績報告書（様式第4。以下「実績報告書」という。）及び補助金交付請求書（様式第5。以下「請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書（設置した補助決定エアコンの購入日が記載されているものに限る。）の写し

(2) 補助決定エアコンの設置状況が分かる写真

(エアコン補助金の額の確定及び交付)

第9条 市長は、実績報告書及び請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対し交付するものとする。

(交付申請等の委任)

第10条 申請者は、第6条の規定によるエアコン補助金の交付申請を、見積りを行った事業者に委任することができる。

2 交付決定者は、第8条の規定による実績報告及び前条の規定により交付された補助金の受領を当該補助決定エアコンの設置を行った事業者に委任することができる。この場合において、第8条第1号中「もの」とあるのは、「ものであって、交付決定者から受領した金額が分かるもの」と読み替えするものとする。

3 前2項の規定により委任を受けた事業者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 委任状（様式第6）

(2) 明細書（補助決定エアコンを販売した事業者の名称、設置した補助決定エアコンの購入費等の内訳が記載されているものに限る。）

（事業者の登録）

第11条 前条第1項及び第2項の規定により委任することできる事業者は、市内に店舗を有し、かつ、エアコンを販売している事業者とする。

2 前条第1項及び第2項の規定により委任を受けようとする事業者は、あらかじめ高齢者エアコン事業者登録届（様式第7）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限等）

第12条 交付決定者が、補助決定エアコンの取得財産処分制限期間内に当該補助決定エアコンを処分しようとするときは、あらかじめ岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金財産処分承認申請書（様式第8）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 補助決定エアコンの取得財産処分制限期間は、交付決定日から6年間とする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この限りでない。

(1) 初期不良又は故障により補助決定エアコンを買い替え、又は処分するとき。

(2) 天災等による破損その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助決定エアコンを処分するとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

3 市長は、第1項の規定による財産処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に対し、岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金財産処分承認通知書（様式第9）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、エアコン補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段によりエアコン補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助決定エアコンを第三者に転売し、又は譲渡する等、本来の目的以外に補助決定エアコンを使用したとき。ただし、補助決定エアコンの取得財産処分制限期間を経過したときは、この限りでない。

(4) 補助決定エアコンを返品したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づきエアコン補助金の交付決定を取り消したときは、岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金交付決定取消通知書（様式第10）により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づきエアコン補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既にエアコン補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて当該エアコン補助金の返還を命ずるものとする。

（市による調査）

第14条 市長は、エアコン補助金を適正に交付するため、必要な範囲において、エアコン補助金の申請者又は交付決定者に対して、補助決定エアコンの設置場所への立入検査等の必要な調査を行うことができる。

2 申請者又は交付決定者は、市長が前項の調査を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条から第14条までの規定は、同日後、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年7月22日から施行する。

様式第 1 （第 6 条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

（申請者）住 所
氏 名
電話番号

岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金交付申請書

岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

フリガナ				生年月日	年 月 日 (歳)
氏 名					
住 所	岩倉市 電話 () -				
家屋の状況	持ち家 ・ 賃貸住宅等（貸主の同意の有無 有 ・ 無 ）				
世帯構成員	氏 名	続柄	生年月日		
			年 月 日 (歳)		
			年 月 日 (歳)		
			年 月 日 (歳)		
			年 月 日 (歳)		
			年 月 日 (歳)		
設置予定 エアコン	メーカー	型番		製造番号	
備 考					

- 1 購入費等に要する費用の見積書を添付してください。（事業者の名称、対象エアコンの購入費用（補助対象経費の内訳）が分かる書類の写し）
- 2 令和 8 年 1 月 1 日現在において市内に住所を有していない場合は、令和 8 年度分の市町村民税が非課税であることを証する書類を添付してください。
- 3 賃貸住宅等に居住している申請者は、住宅所有者の同意書（様式第 2）を添付してください。

※ エアコン補助金の受領委任を予定している場合は、以下の欄を記入してください。

住所	
事業者名	
電話番号	

(裏面)

〈補助金申請の同意・誓約事項〉

番号	内容	同意・誓約欄 (□チェックしてください。)
1	購入するエアコンは、新品であり、かつ家庭用のものである。 (中古品、リース、レンタル及び業務用は対象外)	☐
2	購入した対象エアコンに対する他の補助金の交付を受けていない。	☐
3	住居にエアコンが設置されていないこと又は、これに準ずる状態にある。	☐
4	世帯主及び世帯員全員が65歳以上の高齢者世帯である。	☐
5	申請者本人又は同一世帯員がエアコン補助金の交付を受けていない。	☐
6	岩倉市がエアコン補助金を適正に交付するため、補助金交付前又は交付後において、対象エアコンの使用等に関する調査(対象エアコンの設置場所への入室等)を依頼した場合は協力する。	☐
7	市税等(岩倉市税条例第2条第2号で定める徴収金)を滞納していない又は生活保護法に基づく保護を受けている。	☐
8	購入した対象エアコンは、第三者に転売し、譲渡する等、本来の目的以外の使用を目的としていない。	☐
9	暴力団員ではない。また、暴力団又は暴力団員と関係を有していない。	☐
10	エアコン補助金受領後に上記の各項目の内容と相違が発生した場合は、交付された補助金全額を市が指定する期日までに返還する。	☐
11	エアコン補助金の交付決定のため、市が申請者及び申請者と同じの世帯に属する者に関する住民票、市民税の課税台帳、市税等の納付状況及び生活保護の受給の有無に関する情報を照会することに同意する。	☐

注意事項

エアコン補助金の交付申請並びに対象エアコンの設置及び利用に伴い発生したトラブルや損害について、岩倉市は一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。

住宅所有者の同意書

(提出先)
岩倉市長

申請者 住所 _____

氏名 _____

上記の申請者が居住している住宅について、岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金交付要綱の規定に基づき、対象エアコンの設置を行うことに同意します。

また、設置工事実施中及び設置後に申請者との間に問題が生じた場合は、岩倉市に一切の責任を問いません。

年 月 日

住宅所有者 住所 _____

氏名 _____

(法人の場合は、法人名及び代表者名)

電話番号 _____

様式第 3 （第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けの交付申請について、岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定の内容	交付 ・ 不交付
補助金の額	金 円
不交付の理由	
備 考	

※ 補助決定エアコンの設置が完了したときは、速やかに岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金実績報告書（様式第 4）を提出してください。

様式第 4 （第 8 条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

（交付決定者又は委託を受けた事業者）住 所
氏 名

（法人の場合は、法人及び代表者名）
電話番号

岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号にてエアコン補助金の交付
決定を受けた岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金については、補助決定エ
アコンの設置が完了しましたので、岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金交
付要綱第 8 条の規定に基づき、報告します。

添付書類

- （1）設置した補助決定エアコンの購入日が記載された領収書の写し
- （2）補助決定エアコンの設置状況が分かる写真

様式第 5 （第 8 条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

（交付決定者又は委任を受けた事業者） 住 所
氏 名

（法人の場合は、法人名及び代表者名）
電話番号

補助金交付請求書

岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおりエアコン補助金の交付を請求します。

1 請求金額 _____ 円

2 交付決定者

氏 名	
住 所	〒

3 振込口座

	銀行 信用金庫 農協	本 店 支 店 出張所	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第 6（第 10 条関係）

委 任 状

事業者 住所

事業者名

代表者氏名

電話番号

私は、岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金要綱第 10 条に基づき、上記の者にエアコン補助金の交付申請、実績報告、交付請求及びエアコン補助金の受領に関する一切の行為を委任します。

年 月 日

申請者又は交付決定者 住所

氏名

様式第 7（第 1 1 条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

高齢者エアコン事業者登録届

届出者 住 所
名 称 及 び
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金要綱第 1 1 条の規定により、委任を受ける事業者の登録について届け出ます。

様式第 8 （第 1 2 条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者（交付決定者） 住 所
氏 名
電話番号

岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定の対象となった補助決定エアコンを処分したいので、岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

補助決定 エアコン	メーカー	型番	製造番号
処分の内容	交 換 ・ 廃 棄 ・ 譲 渡 ・ 貸 与 ・ 売 却 ・ 移 設 ・その他（ ）		
処分予定日	年 月 日		
処分の理由			
処分による 収入見込み 額	円		

様式第 9 （第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金財産処分承認通知書

年 月 日付で申請がありました岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金に係る財産の処分については、岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金交付要綱第 1 2 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 交付決定日及び文書番号

2 補助決定エアコン

メーカー	型番	製造番号

様式第 10（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

印

岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付第 号で交付決定を通知しました岩倉市高齢者エアコン購入費補助金については、岩倉市高齢者エアコン購入費等補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

記

1 交付決定取消理由

2 その他